福 祉 保 健 委 員 会

平成２４年9月２１日

墨田区保育所条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

<table>
<tr><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>付　則
１～３　〔略〕
４　次の表の左欄に掲げる保育所の位置は、平成２４年１１月１日から墨田区規則で定める日までの間は、別表の規定にかかわらず、当該右欄に掲げるとおりとする。
<table><tr><th>名　　称</th><th>位　　置</th></tr><tr><td>墨田区すみだ保育園</td><td>墨田区墨田四丁目８番１４号</td></tr></table>
５　次の表の左欄に掲げる保育所の位置は、平成２４年１２月１日から墨田区規則で定める日までの間は、別表の規定にかかわらず、当該右欄に掲げるとおりとする。
<table><tr><th>名　　称</th><th>位　　置</th></tr><tr><td>墨田区寺島保育園</td><td>墨田区八広五丁目１０番１４号</td></tr></table></td><td>付　則
１～３　〔略〕
〔新設〕

〔新設〕</td></tr>
</table>

付　則

この条例中付則に２項を加える改正規定（付則第４項に係る部分に限る。）は平成２４年１１月１日から、付則に２項を加える改正規定（付則第５項に係る部分に限る。）は同年１２月１日から施行する。